

**(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬
改定の影響に関する調査研究事業
(結果概要)(案)**

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。
- これらの見直しによりサービス提供の実態(利用者への影響を含む)にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とした。

2. 調査方法

○アンケート調査: 訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所とその利用者に対して調査を実施した。

調査対象	調査票種別	調査対象・回収状況
訪問介護事業所	事業所票	【母集団】全国の訪問介護事業所33,197事業所 【発出数】母集団より抽出した13,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】5,348事業所 【回収率】41.1% 【有効回収率】40.9%
	利用者票1 (生活援助従事者研修修了者に関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、調査時点において生活援助従事者研修修了者からサービスを受けており、そのサービスを受け始めた年月の前月時点で同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】493件 【回収数(本人記入用)】817件 【有効回収数(事業所記入用)】37件 【有効回収数(本人記入用)】48件
	利用者票2 (集合住宅減算に関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、集合住宅減算の適用状況及び誕生日に基づく選定ルールから抽出した利用者 【回収数(事業所記入用)】983件 【回収数(本人記入用)】1,274件 【有効回収数(事業所記入用)】197件 【有効回収数(本人記入用)】517件
居宅介護支援事業所	事業所票	【母集団】全国の居宅介護支援事業所39,013事業所 【発出数】母集団より抽出した10,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】4,377事業所 【回収率】43.8% 【有効回収率】43.4%
	利用者票3 (訪問介護の回数が多いケアプランに関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする居宅介護支援事業所の利用者のうち、2018年10月以降に、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に定められている訪問回数以上の生活援助中心型のケアプランであるという理由からケアプランの見直しがなされており、当該見直し後のケアプランの適用開始年月の前月から調査時点までの期間において同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】827件 【回収数(本人記入用)】889件 【有効回収数(事業所記入用)】507件 【有効回収数(本人記入用)】565件

※ 災害救助法の適用地域の事業所、及び7月22日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業所を除き抽出

※次頁以降のグラフは、端数処理等の関係から単一選択の設定でも合計が100%とならないものがある。
※次頁以降、特に記載がない場合には令和元年11月時点の状況である。

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

3. 調査結果概要 1) 事業所の基本情報 ① 訪問介護事業所

- 1事業所当たりの平均職員数は、実人数では常勤職員5.7人、非常勤職員11.5人で、全職員数(常勤換算)は8.9人だった。
- 1事業所当たりの平均利用者数は36.2人で、要介護度別では「要介護1」・「要介護2」で全体の6割を占めた。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「自立」、「Ⅰ」がそれぞれ15.6%、15.5%だった。
- また、事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合では、10%未満の事業所数が45.5%と最も多かった。

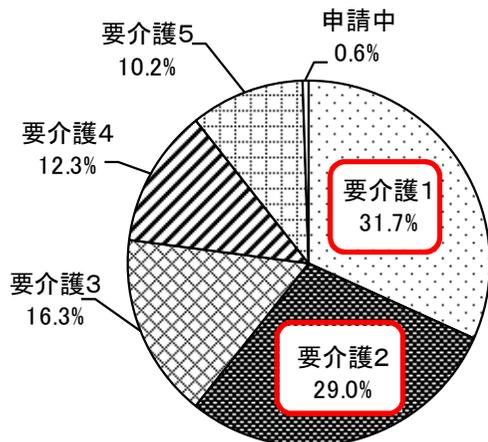
図表1 1事業所当たりの平均職員数(職種別)(N=1,105)

	(単位:人)		
	①常勤職員 (実人数)	②非常勤職員 (実人数)	③全職員 (常勤換算)
1) 全職員数	5.7	11.5	8.9
2) 管理者	1.0	-	-
3) サービス提供責任者	2.4	0.2	2.5
4) 訪問介護員	3.8	11.0	7.0
5) うち登録訪問介護員等(登録ヘルパー)	0.7	8.6	3.0

※職種別内訳は重複がある

※全職員数は「介護サービス施設・事業所調査(平成29年10月1日時点)」と差異がないことを確認済み

図表2 利用者数の要介護度別割合(N=4,793、利用者数173,639人)



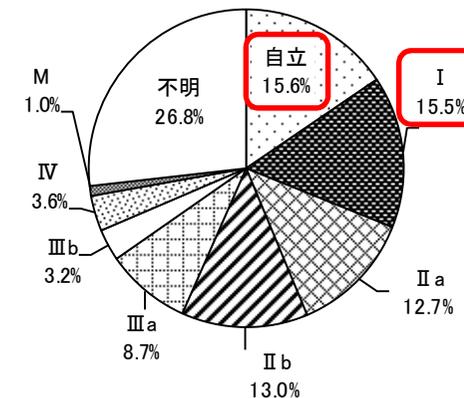
■ 要介護度別の利用者数

(単位:人)	
合計	36.2
要介護1	11.5
要介護2	10.5
要介護3	5.9
要介護4	4.4
要介護5	3.7
申請中	0.2

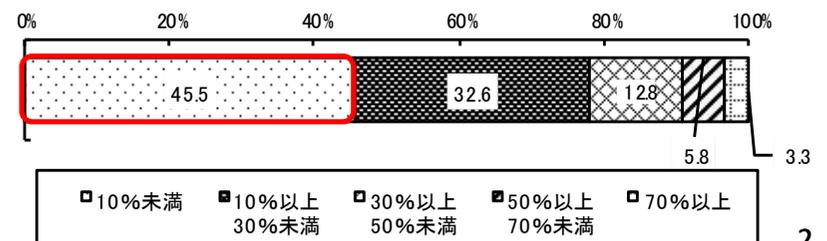
平均要介護度	2.40
--------	------

※平均要介護度は「介護給付費実態統計(H30.5~H31.4審査分)」と差異がないことを確認済み

図表3 利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別割合(N= 3,352、利用者数114,107人)



図表4 事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合(N=3,346)



(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

1) 事業所の基本情報 ② 居宅介護支援事業所

- 1事業所当たりの平均職員数は、実人数では常勤職員3.8人、非常勤職員0.3人で、全職員数(常勤換算)は3.9人だった。
- 職員(常勤換算)1人当たりの訪問介護を盛り込んだケアプランの件数は12.3件だった。
- また、ケアプランの見直し頻度は、「6か月に1回」の回答が66.2%で最も多かった。

図表5 1事業所当たりの平均職員数(職種別)(N=1,654)

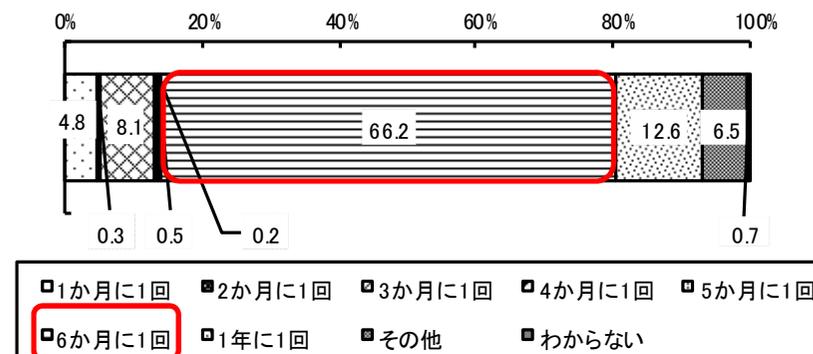
(単位:人)

	①常勤職員 (実人数)	②非常勤職員 (実人数)	③全職員 (常勤換算)
1)全職員	3.8	0.3	3.9
2)管理者	1.0		
3)主任介護支援専門員	1.7	0.0	1.7
4)介護支援専門員	2.1	0.2	2.2

図表6 訪問介護を盛り込んだケアプランの平均件数
(1事業所当たり・常勤換算1人当たり)(N=2,960)

	1事業所当たりの件数 (件/事業所)	職員(常勤換算)1人当 たりの件数 (件/人)
1)合計件数	47.8	12.3
2)1)の内、同一法人の訪問介護事業所の場 合の件数	11.6	3.0
3)2)の内、集合住宅減算の対象となっ ているもの	3.1	0.8

図表7 ケアプランの見直し頻度(N=3,413)
(無回答を除く)【単一回答】



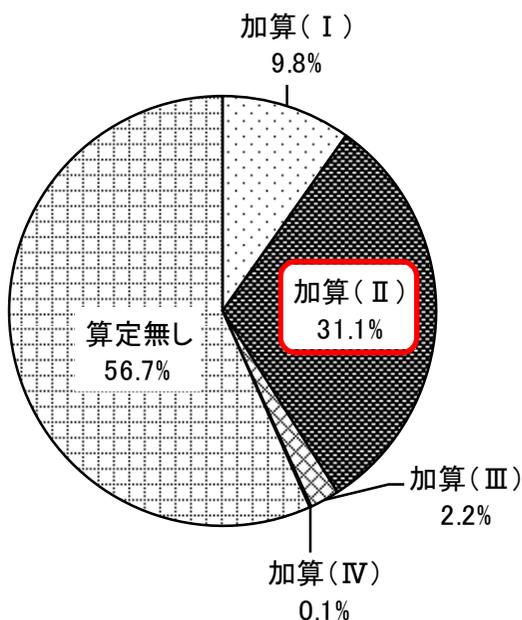
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況①

- 特定事業所加算のうち、もっとも多く算定されていたのは加算Ⅱで31.1%だった。
- 満たしている算定要件に見合った加算を算定している事業所は、加算Ⅰでは42.4%、加算Ⅱでは61.1%であり、算定要件を満たしているにもかかわらず非算定の事業所は、加算Ⅰでは25.6%、加算Ⅱでは37.1%だった。
- ※ 特定事業所加算の加算率…(Ⅰ)+20/100、(Ⅱ)+10/100、(Ⅲ)+10/100、(Ⅳ)+5/100

図表8 特定事業所加算の算定状況(N=5,203)
(無回答を除く)【単一回答】



図表9 特定事業所加算の算定状況(N=4,558) (無回答を除く)
【複数回答】

		合計	加算Ⅰを算定	加算Ⅱを算定	加算Ⅲを算定	加算Ⅳを算定	非算定
加算要件ごと	加算Ⅰの算定要件を満たしている	644	273	177	28	1	165
		100.0%	42.4%	27.5%	4.3%	0.2%	25.6%
	加算Ⅱの算定要件を満たしている(※3)	2,123	-	1,298	36	2	787
		100.0%	-	61.1%	1.7%	0.1%	37.1%
	加算Ⅲの算定要件を満たしている(※3)	85	-	23	15	-	47
	100.0%	-	27.1%	17.6%	0.0%	55.3%	
	加算Ⅳの算定要件を満たしている	8	-	-	-	0	8
		100.0%	-	-	-	0.0%	100.0%
	加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	1,773	-	-	-	-	1,773
		100.0%	-	-	-	-	100.0%

※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしている事業所が75件存在し、このうち加算Ⅱを算定している事業所が23件、加算Ⅲについては同8件、非算定については同44件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

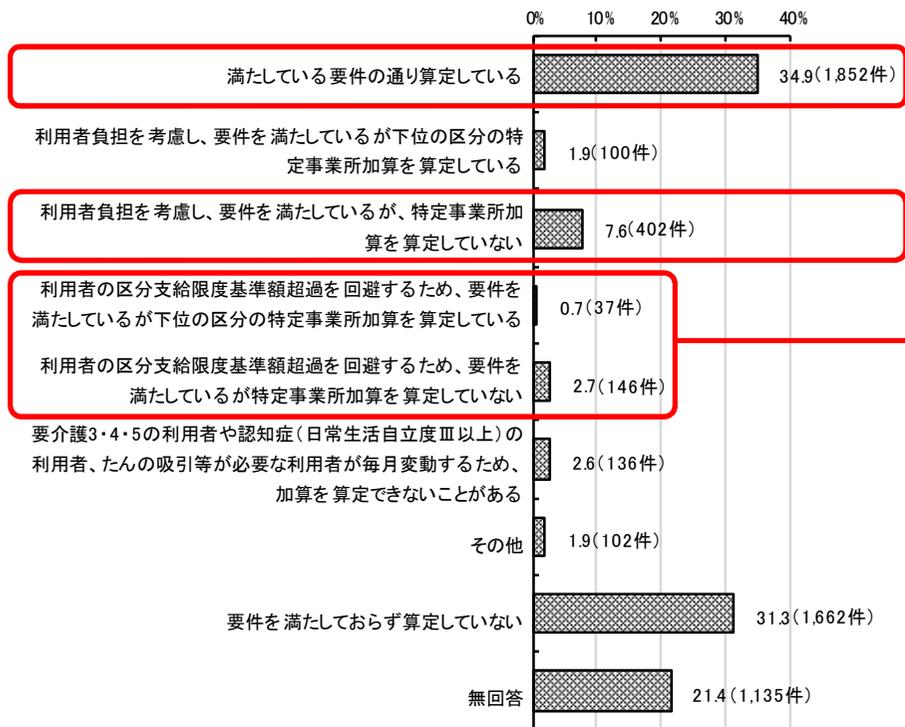
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況②

- 特定事業所加算の算定有無とその理由では、「満たしている要件の通り算定している」が34.9%と最も多く、次いで「利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない」が7.6%だった。
- 利用者の区分支給限度基準額超過を考慮した算定をしている事業所のうち、加算Ⅱの算定要件を満たしている事業所では全ての事業所が非算定であった。

図表10 特定事業所加算の算定有無とその理由(N=5,313)
【複数回答】



図表11 利用者の区分支給限度基準額超過を回避するための算定を行う事業所の算定状況(N=152)【複数回答】

※1: 太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。
※2: 上段が実数、下段が割合

	合計	加算Ⅰを算定	加算Ⅱを算定	加算Ⅲを算定	加算Ⅳを算定	非算定
加算Ⅰの算定要件を満たしている	31 100.0%	-	8 25.8%	1 3.2%	-	22 71.0%
加算Ⅱの算定要件を満たしている(※3)	53 100.0%	-	-	-	-	53 100.0%
加算Ⅲの算定要件を満たしている(※3)	8 100.0%	-	-	-	-	8 100.0%
加算Ⅳの算定要件を満たしている	2 100.0%	-	-	-	-	2 100.0%
加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	65 100.0%	-	-	-	-	65 100.0%

※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしているが非算定である事業所が7件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

※図表10で選択肢「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している」が「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない」に回答した事業所に限定して、加算の算定状況と算定要件を満たしている状況とのクロス集計を行ったもの

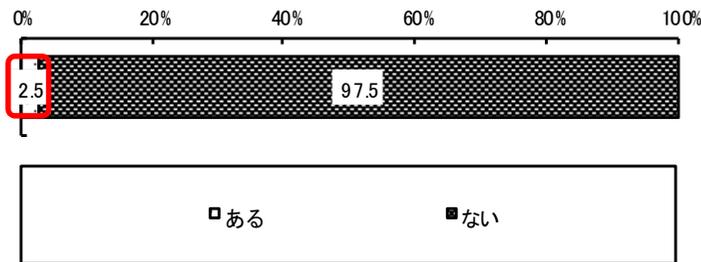
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

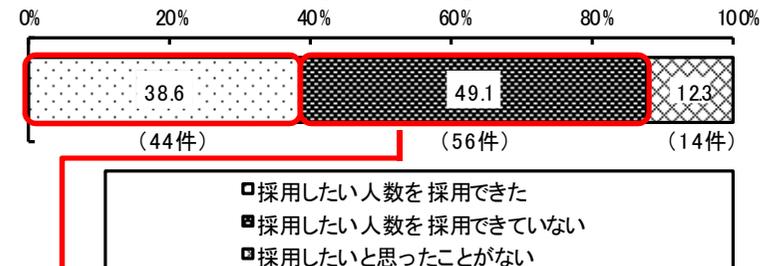
3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況①

- 生活援助従事者研修修了者を職員として採用したことがある事業所は、2.5%だった。
- 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できた事業所は、38.6%であった。
- 生活援助従事者研修修了者を職員として、採用したい人数を採用できていない理由として「応募者自体が少ないため」が76.8%で最も多かった。

図表12 生活援助従事者研修修了者の採用有無
(N=4,848) (無回答を除く) 【単一回答】



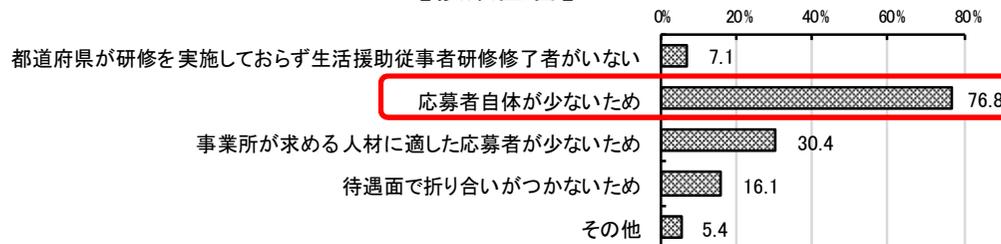
図表13 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できているか(N=114)(無回答を除く)
【単一回答】



※図表13は、図表12で「ある」と回答した場合に回答する設問

※「採用したいと思ったことがない」には、明確に生活援助従事者研修修了者を採用したい、という意図を持って採用をしたわけではなく、募集に応じてきた者の中で初任者研修と生活援助従事者研修の両方を修了していた者がいた場合等が想定される。

図表14 生活援助従事者研修修了者を採用できていない理由(N=56)
【複数回答】



※図表14は、図表13で「採用したい人数を採用できていない」と回答した場合に回答する設問
※n数が少ないため参考値

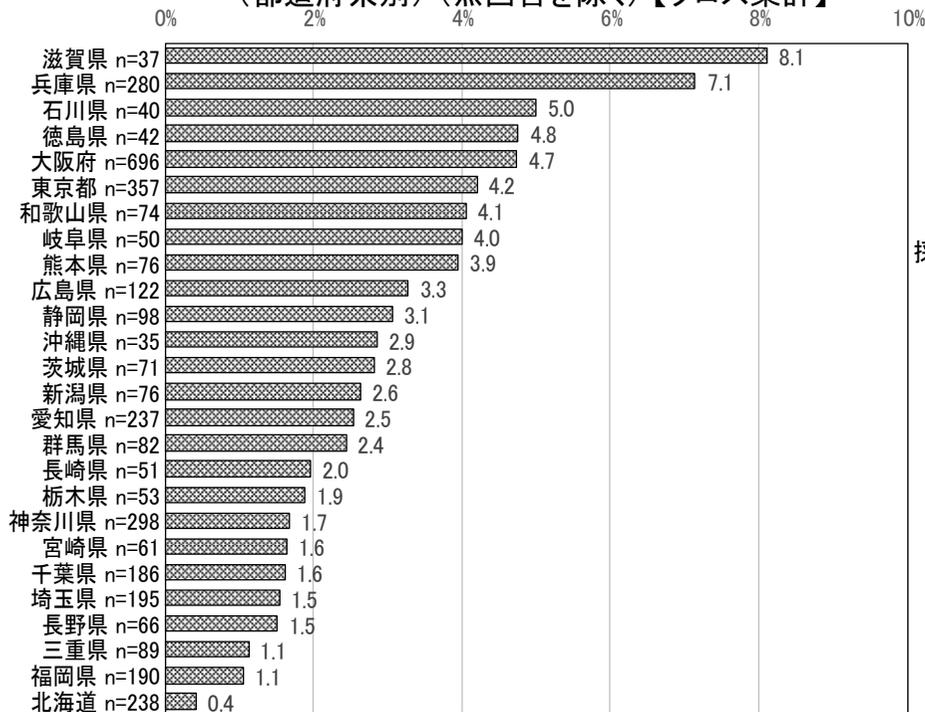
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

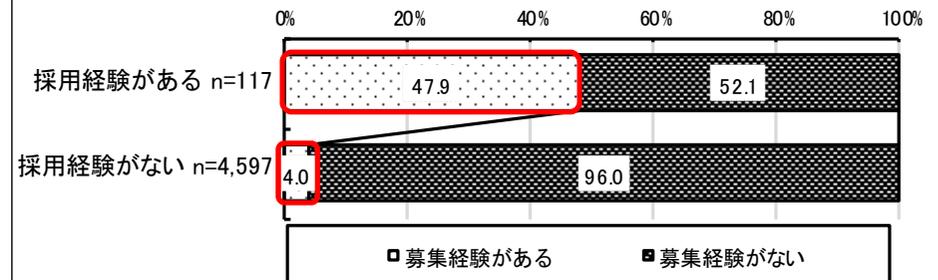
3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況②

- 生活援助従事者研修修了者の採用経験が有る事業所の所在する都道府県は、滋賀県他25都道府県であった。
- 生活援助従事者研修修了者の採用経験がある事業所では、これまでに生活援助従事者研修修了者を採用条件として明示した人員募集を行ったことがある事業所が47.9%と、採用経験がない事業所(同4.0%)と比べ40ポイント以上の差があった。

図表15 生活援助従事者研修修了者の採用経験が有る事業所割合
(都道府県別)(無回答を除く)【クロス集計】



図表16 生活援助従事者研修修了者の採用有無
(募集経験別)(無回答を除く)
【クロス集計】



※採用があった事業所が存在する都道府県のみを掲載している

採用があった事業所が存在しない都道府県は以下の通り。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、鹿児島県

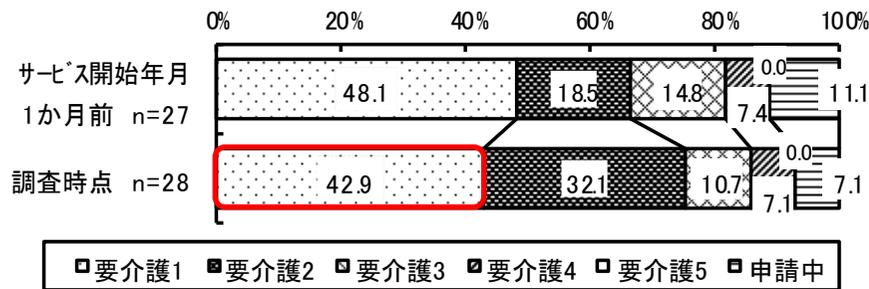
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(訪問介護)

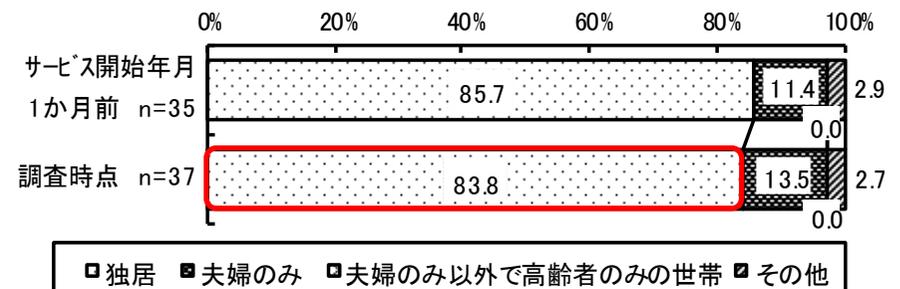
3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況③

- 生活援助従事者研修修了者からサービス提供を受けている利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護1」が42.9%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「自立」が62.9%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が83.8%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した事業所の合計が9割以上を占めた。

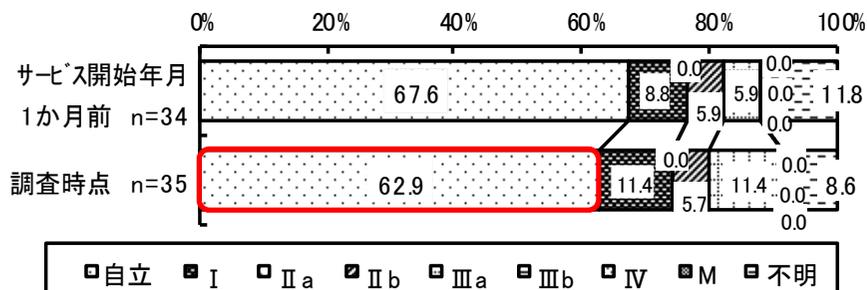
(事業所記入用調査票)
図表17 要介護度(無回答を除く)【単一回答】



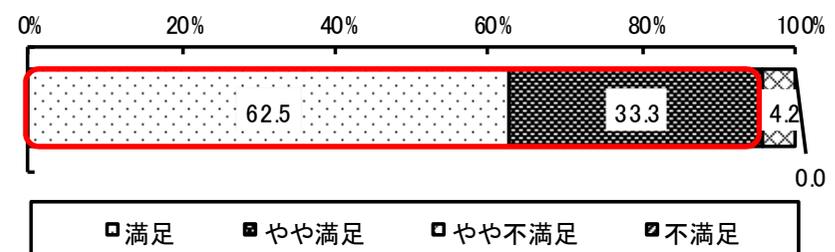
(事業所記入用調査票)
図表19 世帯状況(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)
図表18 認知症高齢者の日常生活自立度(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)
図表20 訪問介護員に対する満足度(N=48)(無回答を除く)【単一回答】



※図表17～図表20はn数が少ないため参考値

※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

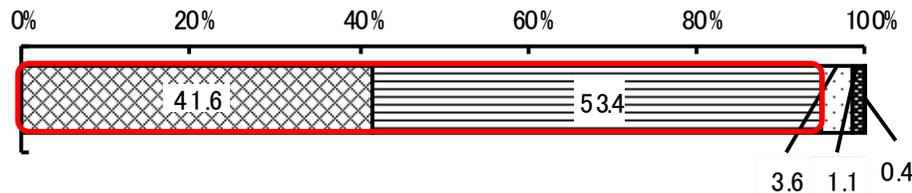
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況①

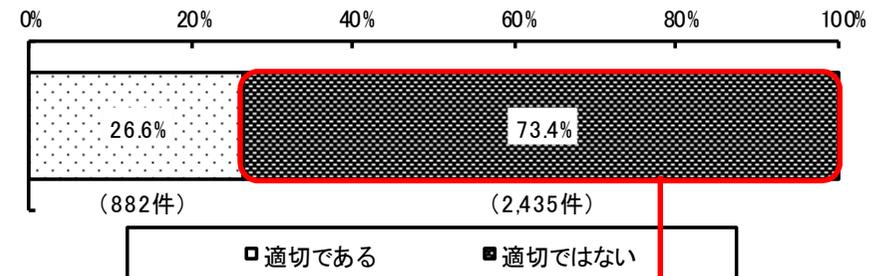
- 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを市町村に届け出ることとなった制度の見直しについて「見直された内容についてよく理解している」「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は95.0%だった。
- ケアプランを毎月届け出することは「適切ではない」と回答した居宅介護支援事業所が73.4%であり、それらの事業所は適切だと思う届出の頻度として「6か月に1回」を最多の39.5%が回答した。

図表21 見直された制度についての認識(N=3,598)
(無回答を除く)【単一回答】

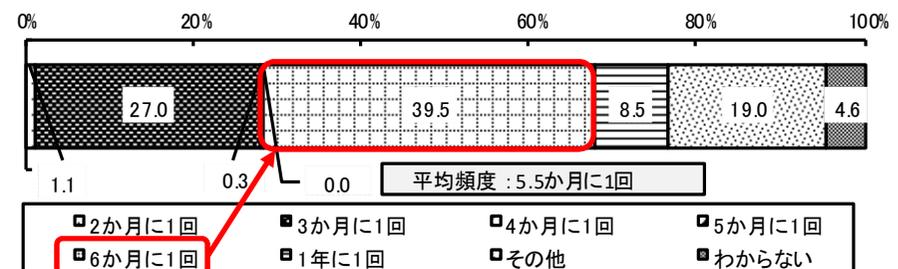


- 見直された内容についてよく理解している
- 見直された内容についてある程度理解している
- 見直された内容を見たことがある
- 見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない
- 見直された事項を知らなかった

図表22 ケアプラン届出の頻度(N=3,317)
(無回答を除く)【単一回答】



図表23 適切だと思うケアプラン届出の頻度(N=2,417)
(無回答を除く)【単一回答】



※図表23は、図表22で「適切ではない」と回答した場合に回答する設問

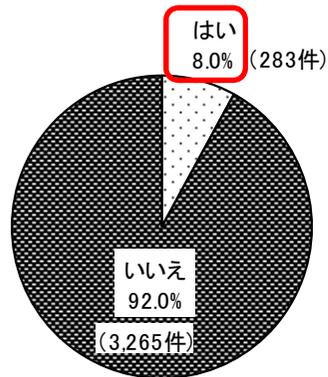
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

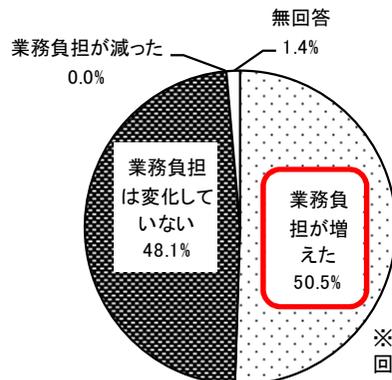
5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況②

- 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを作成している居宅介護支援事業所は、8.0%であった。
- 制度改正前後の業務負担変化では、令和元年11月利用分の訪問回数が多いケアプランを作成した居宅介護支援事業所のうち「業務負担が増えた」と回答したのは50.5%であった。
- 制度の課題としては「市町村に提出する資料の作成に時間がかかる」と回答した居宅介護支援事業所が48.0%と最も多かった。

図表24 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプラン作成の有無(N=3,548) (無回答を除く)【単一回答】

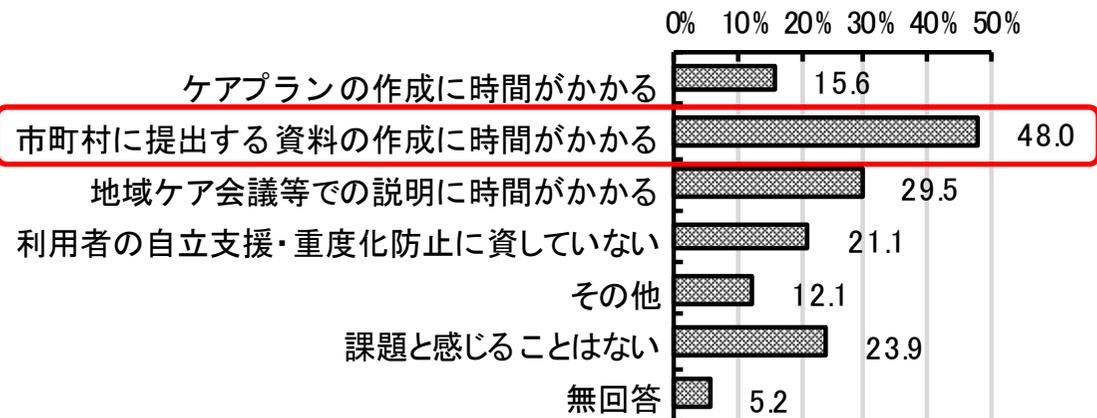


図表25 業務負担の変化(N=283)【単一回答】



※図表25は図表24で、「はい」と回答した事業所に限定して集計

図表26 制度の課題(N=3,629)【複数回答】



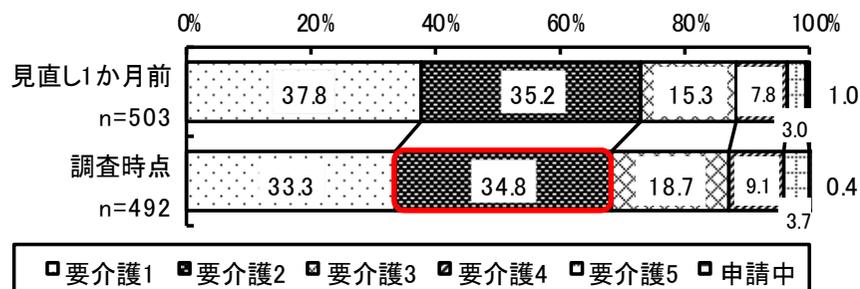
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(居宅介護支援)

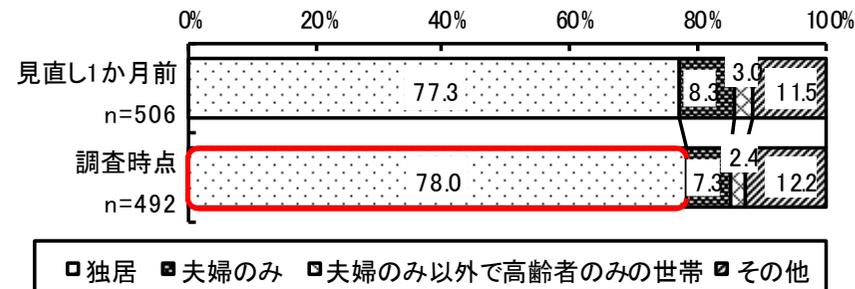
5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況③

- 訪問介護の回数が多いケアプランの見直し(ケアプランを変更していない場合を含む)があった利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護2」が34.8%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「Ⅱb」が23.6%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が78.0%で最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。

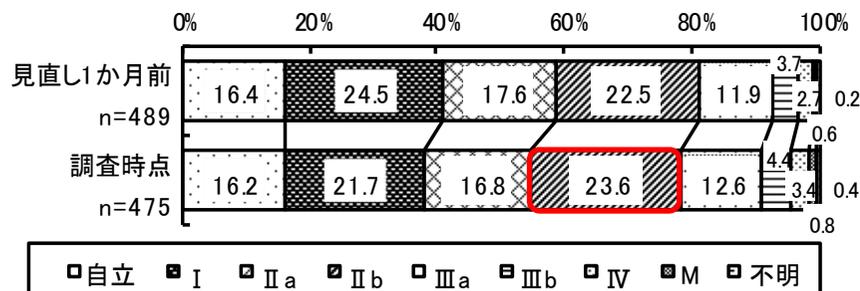
(事業所記入用調査票)
図表27 要介護度(無回答を除く)【単一回答】



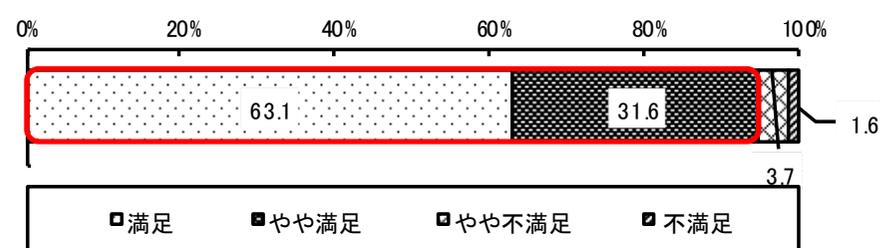
(事業所記入用調査票)
図表29 世帯状況(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)
図表28 認知症高齢者の日常生活自立度(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)
図表30 訪問介護員に対する満足度(N=563)(無回答を除く)【単一回答】



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(居宅介護支援)

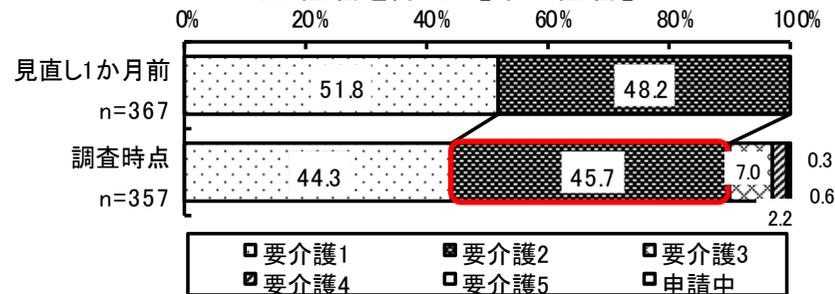
5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況④

- 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者のうち訪問介護の回数の見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計を行ったところ、要介護度別では調査時点では「要介護2」が45.7%であった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点で「Ⅱb」が26.5%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点で「独居」が77.8%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した事業所の合計が約9割を占めた。

(事業所記入用調査票)

図表31 要介護度

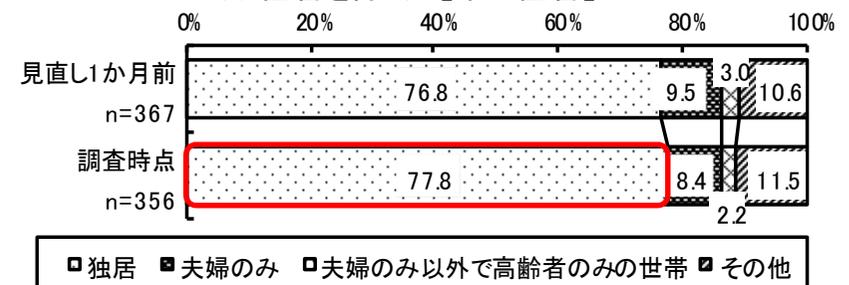
(見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計)
(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)

図表33 世帯状況

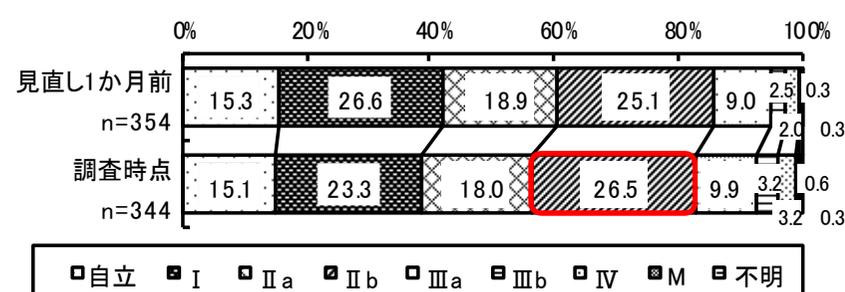
(見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計)
(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)

図表32 認知症高齢者の日常生活自立度

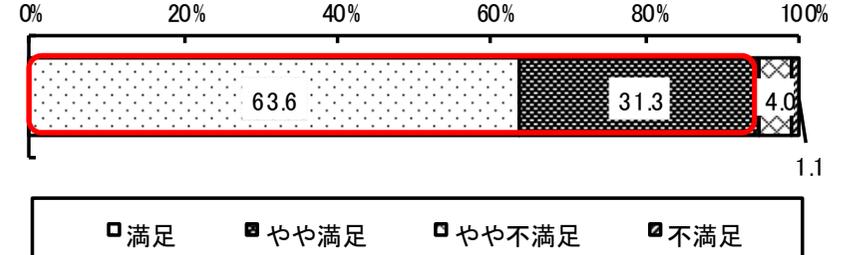
(見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計)
(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)

図表34 訪問介護員に対する満足度(N=352)

(見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計)
(無回答を除く)【単一回答】



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

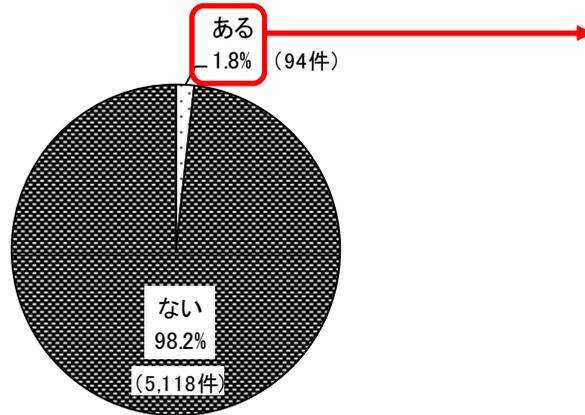
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

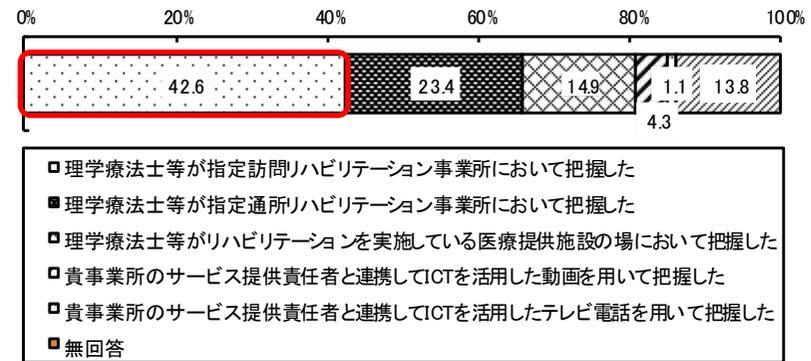
6) 生活機能向上連携加算における報酬改定の影響

- 生活機能向上連携加算 I を算定したことがある事業所は1.8%だった。
 - 利用者のADL及びIADLを把握する方法として、「理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した」が42.6%と最も多かった。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ)…100単位/月、生活機能向上連携加算(Ⅱ)…200単位/月

図表35 生活機能向上連携加算Ⅰの算定有無(N=5,212)
(無回答を除く)【単一回答】



図表36 利用者のADL及びIADLを把握する方法(N=94)【単一回答】



※図表36は、図表35で「ある」と回答した場合に回答する設問

図表37 生活機能向上連携加算の単位数、回数、請求事業所数

	単位数		回数		請求事業所数	
	単位数	訪問介護全体に占める割合	回数	訪問介護全体に占める割合	請求事業所数	訪問介護全体に占める割合
訪問介護全体(令和元年11月)	7,153,098,595	100.0%	24,541,716	100.0%	32,365	100.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	9,700	0.0001%	97	0.0004%	37	0.1143%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	86,400	0.0012%	432	0.0018%	96	0.2966%
訪問介護全体(平成29年11月)	4,392,359,465	100.0%	13,664,930	100.0%	28,851	100.0%
生活機能向上連携加算	11,100	0.0003%	111	0.0008%	41	0.1421%

(介護保険総合データベースを用いた分析) ※集計対象となるサービス提供年月:平成29年11月、令和元年11月

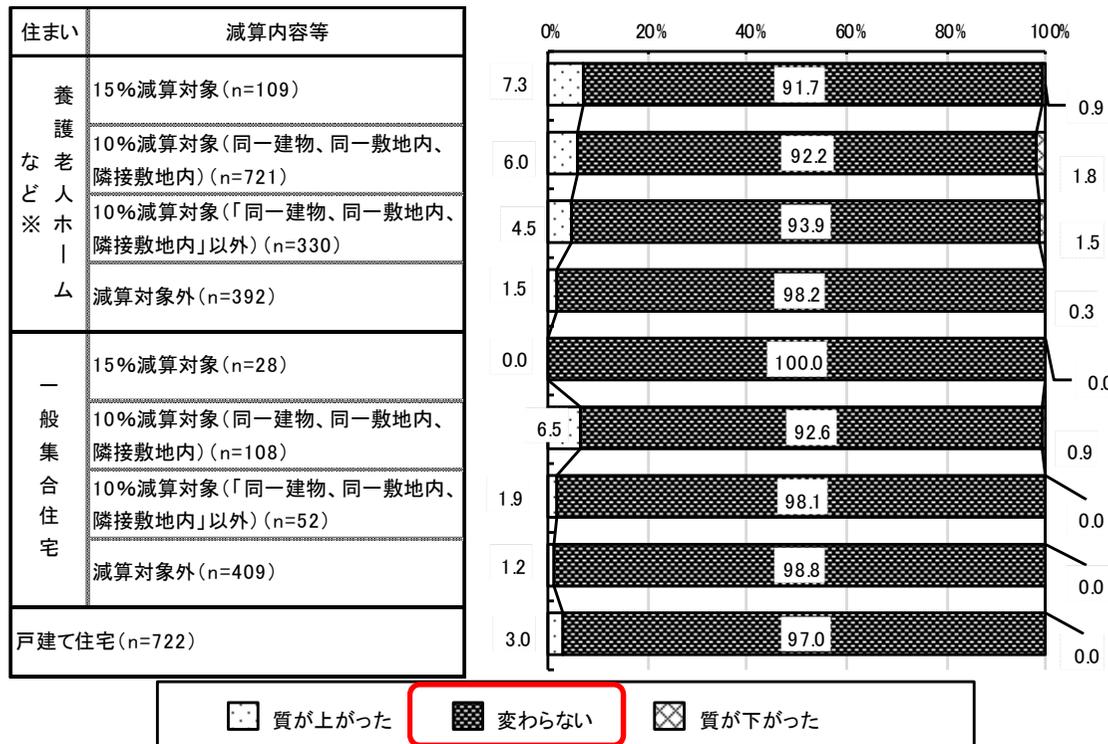
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

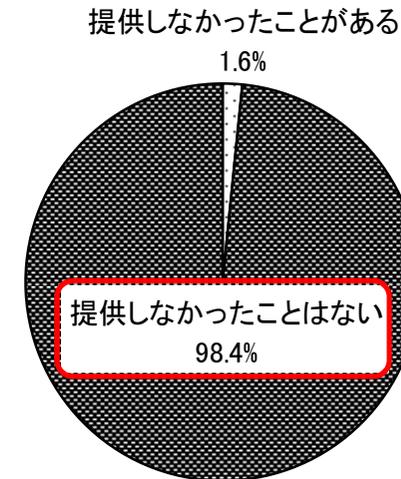
7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響①

- 集合住宅減算にかかる改定前後で「サービスの質は変わらない」と回答した事業所が、利用者の居住形態によらず91.7%以上と多くを占めた。
- 集合住宅減算を理由として、訪問介護サービスを「提供しなかったことはない」と回答した事業所は98.4%だった。

図表38 住まい・減算内容別のサービスの質の変化
(無回答及び訪問無しを除く)【単一回答】



図表39 減算を理由とした訪問介護サービス提供の有無
(N=2,568)(無回答を除く)
【単一回答】



(図表38は平成29年11月と令和元年11月とで報酬改定前後を比較したもの)
※ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む

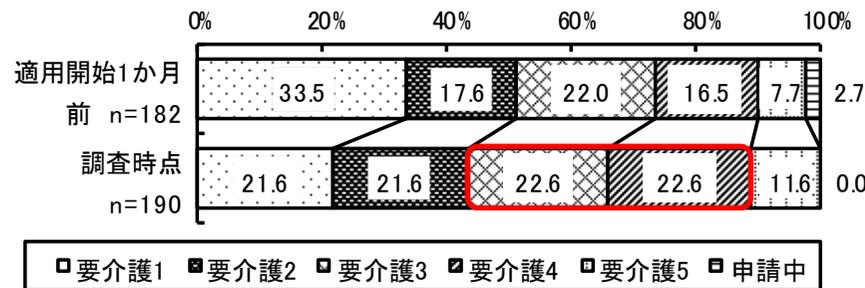
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(訪問介護)

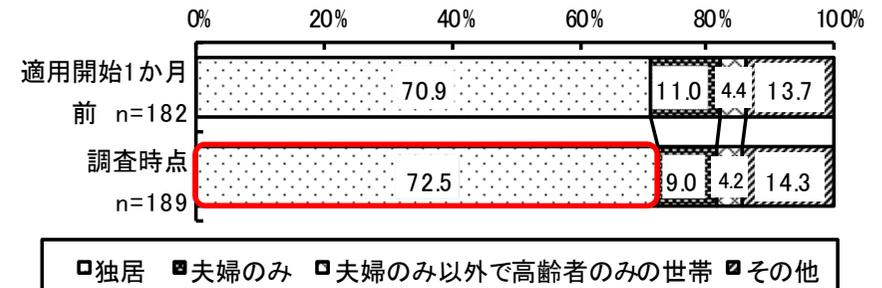
7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響②

- 同一建物減算が適用された利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護3」と「要介護4」がそれぞれ22.6%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「Ⅱa」が19.2%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が72.5%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」・「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。

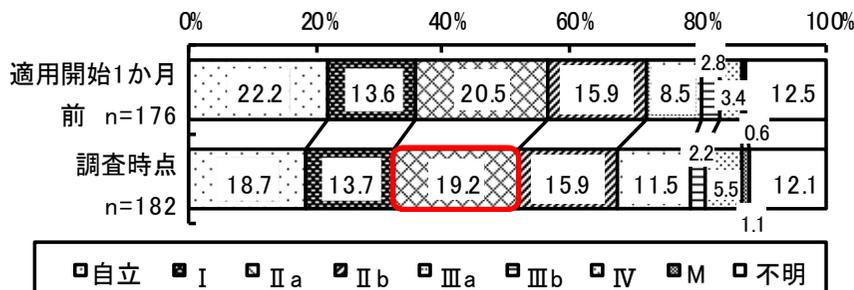
(事業所記入用調査票)
図表40 要介護度(無回答を除く)【単一回答】



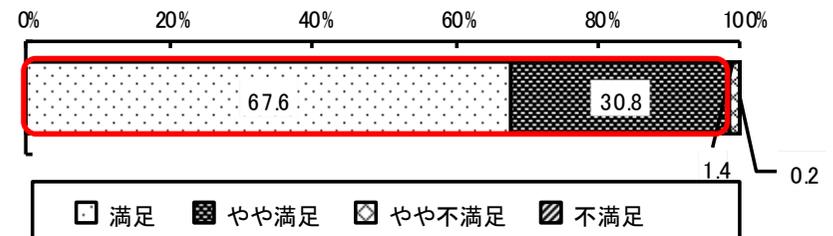
(事業所記入用調査票)
図表42 世帯状況(無回答を除く)【単一回答】



(事業所記入用調査票)
図表41 認知症高齢者の日常生活自立度(無回答を除く)【単一回答】



(利用者記入用調査票)
図表43 訪問介護員に対する満足度(N=513)(無回答を除く)【単一回答】



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

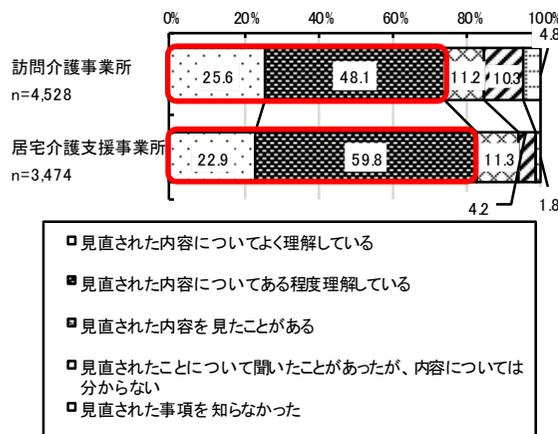
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

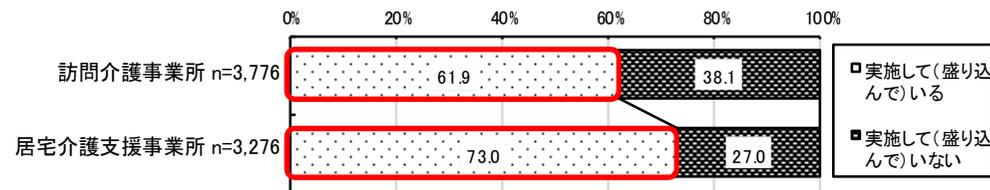
8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響①

- 見守りの援助の明確化として見直された内容について「よく理解している」・「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は、訪問介護事業所では73.7%、居宅介護支援事業所では82.7%であった。
- 見守りの援助を実施、又はケアプランへ盛り込んだ割合は、訪問介護事業所では61.9%、居宅介護支援事業所では73.0%であった。また、見守りの援助が実施されている利用者として、要介護度別ではどちらのサービスでも要介護1の利用者が最も多く、認知症高齢者の日常生活自立度別では訪問介護事業所は「Ⅰ」が、居宅介護支援事業所では「Ⅱb」が最も多かった。

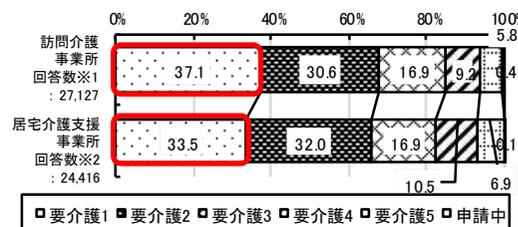
図表44 見守りの援助の明確化についての認知度(無回答を除く)
【単一回答】



図表45 見守りの援助を実施、ケアプランへ盛り込んだ割合



図表46 見守りの援助が実施されている利用者の要介護度



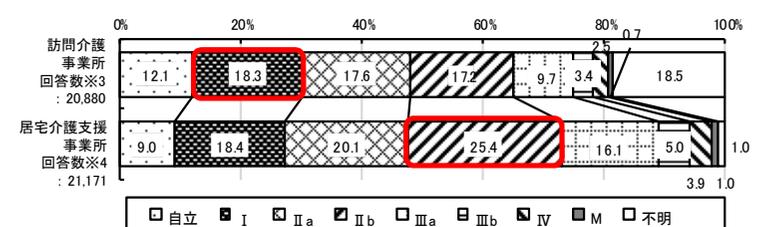
※1 回答数は訪問介護事業所n=2,337が回答した利用者数合計
 ※2 回答数は居宅介護支援事業所n=2,391が回答した利用者数合計

■ 要介護度別の利用者数※

(単位:人)	
合計	11.6
要介護1	4.3
要介護2	3.5
要介護3	2.0
要介護4	1.1
要介護5	0.7
申請中	0.0
平均要介護度	2.16

※訪問介護事業所における利用者数

図表47 見守りの援助が実施されている利用者の認知症高齢者の日常生活自立度



※3 回答数は訪問介護事業所n=1,956が回答した利用者数合計
 ※4 回答数は居宅介護支援事業所n=3,134が回答した利用者数合計

■ 認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者数※

(単位:人)	
合計	10.7
自立	1.3
Ⅰ	1.9
Ⅱa	1.9
Ⅱb	1.8
Ⅲa	1.0
Ⅲb	0.4
Ⅳ	0.3
M	0.1
不明	2.0

※訪問介護事業所における利用者数

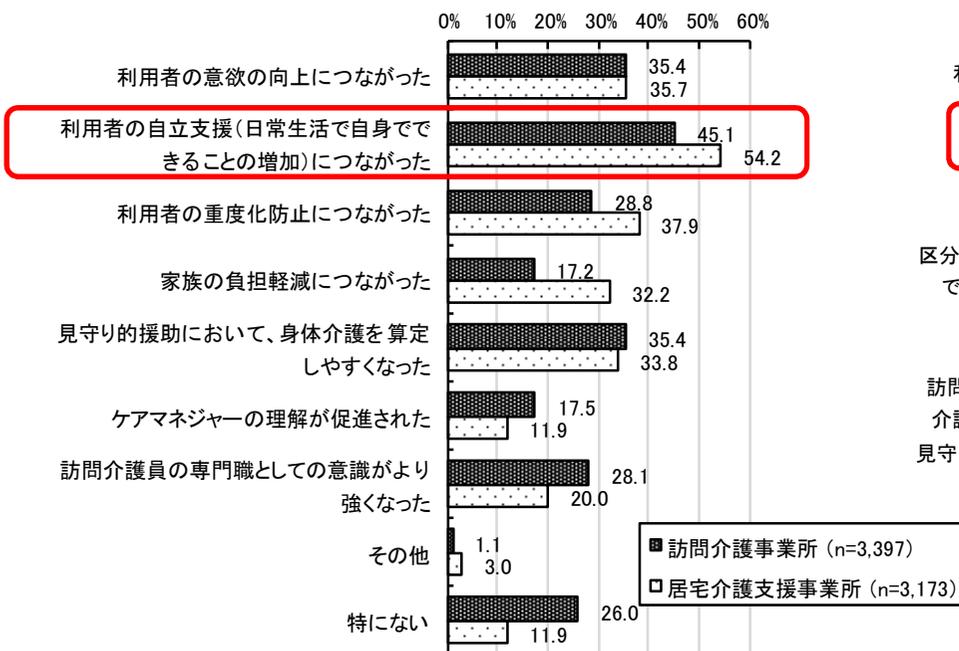
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

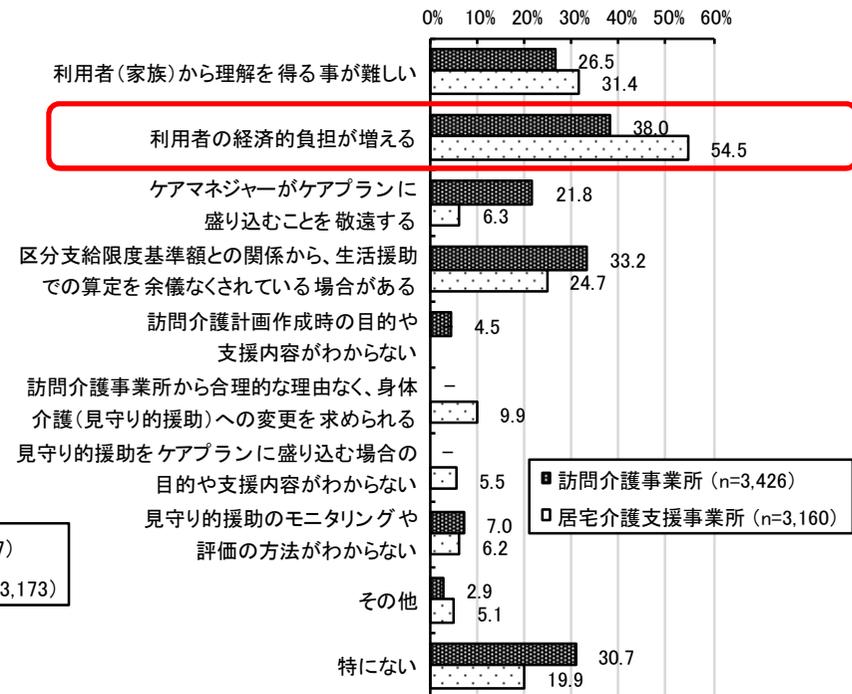
8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響②

- 見守りの援助の明確化の効果としては、「利用者の自立支援(日常生活で自身でできることの増加)につながった」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで45.1%、54.2%と最も多かった。
- また、課題としては、「利用者の経済的負担が増える」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで38.0%、54.5%と最も多かった。

図表48 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の効果(無回答を除く)
【複数回答】



図表49 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の課題(無回答を除く)
【複数回答】



※図表48、図表49に共通するが、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の無回答を含む回答結果では、選択肢全般において居宅介護支援事業所の方が訪問介護事業所と比べ回答割合が高く、また無回答の割合が低かったため回答傾向を明確化するため無回答を除いて集計したもの。なお見守りの援助の明確化についての認知度が高い事業所では無回答が少ないという関係が見られた。